

文京区立誠之小学校改築基本及び実施設計委託事業者募集要項

1 目的

老朽化等による文京区立誠之小学校の改築に当たっては、校地の特性を考慮するとともに、多種多様な学習活動に対応する指導が可能な学校づくりが求められる。また、学校の社会教育施設としての機能や災害時の避難所としての機能など学校が担う役割を考慮するとともに、周辺地域への環境配慮など、多岐にわたる検討が必要である。

このため、学校設計に精通した事業者による検討が求められており、プロポーザル方式による多角的な分析、検討を行ったうえで、事業者を選定するものである。

2 業務内容

文京区立誠之小学校改築にあたり、平成 27 年 4 月に作成した「文京区立誠之小学校改築整備方針」に基づき、仮設校舎計画及び設計（既存校舎改修設計を含む。）、既存建物等解体設計、改築校舎設計並びに外溝及び運動場設備設計の基本設計及び実施設計等を行う。

なお、契約締結する際、受託者と協議の上、詳細な仕様内容を決定する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成 29 年 3 月 17 日（金）まで

4 建物概要

設計の対象となる建物の概要は、別添「文京区立誠之小学校改築整備方針」による。

5 提案限度価格

提案限度額 ￥131,100,000－（税込）

提案限度額を超えた価格提案は、無効とする。

6 プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、以下の要件をすべて満たす者とする。なお、プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を喪失した場合は、その時点で失格とする。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格（以下「文京区競争入札参加資格」という。）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止等取扱要綱（18 文総契第 347 号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条の入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受

けていること。

- (6) 平成 17 年 4 月以降に竣工し、又は設計が完了し工事に着手した小学校、中学校又は高等学校の用途にある建築物で、延床面積 7,000 m²以上の新築若しくは全面的な改築の設計業務実績があること。

7 予定スケジュール

(1)	募集要領の公表（区 HP 掲載）	7 月 1 日（水）
(2)	事業説明会	7 月 13 日（月）
(3)	参加申込書に関する質問受付	7 月 14 日（火）～7 月 21 日（火）
(4)	現地見学会	7 月 18 日（土）
(5)	質問に対する回答	7 月 27 日（月）
(6)	参加申込書類の提出	7 月 28 日（火）～7 月 30 日（木）
(7)	第 1 回選定委員会	8 月上旬
(8)	第一次審査結果通知発送	8 月中旬
(9)	技術提案書、価格提案書に関する質問受付	8 月 24 日（月）～8 月 28 日（金）
(10)	質問に対する回答	9 月 4 日（金）
(11)	技術提案書、価格提案書の提出	9 月 11 日（金）・9 月 14 日（月）
(12)	ヒアリング、第 2 回選定委員会	9 月下旬
(13)	契約委員会への選定結果報告	10 月 8 日（木）
(14)	選定結果通知発送	10 月中旬
(15)	契約締結	10 月下旬（予定）

8 事業説明会の実施

事業説明会を次のとおり開催する。本プロポーザルに参加を希望する事業者は必ず出席すること。

- (1) 日 時：平成 27 年 7 月 13 日（月）午前 10 時
(2) 会 場：文京シビックセンター 2103 会議室

文京区春日一丁目 16 番 21 号 文京シビックセンター21 階

※参加人数は、1 団体 2 名までとします。

※事業説明会に参加を希望する者は、7 月 9 日（木）までに、会社名、部署、担当者名、電話番号及び参加者氏名（2 名まで）を記載し、学務課施設係宛に FAX（FAX 番号 03-5803-1367）で申し込むとともに、担当者へ電話（TEL03-5803-1296）まで連絡すること。

なお、本件敷地の現況測量図及び高低測量図を事業説明会の際に貸与する。

9 現地見学会の実施

- (1) 日 時：平成 27 年 7 月 18 日（土）
午前 10 時から午後 4 時まで（最終受付は午後 3 時までとする。）
(2) 会 場：文京区立誠之小学校

文京区西片二丁目 14 番 6 号

※参加人数は、1 団体 2 名までとします。

※車でのご来場は、ご遠慮ください。

※現地見学会に参加を希望する者は、7 月 16 日（木）までに、会社名、部署、担当者名、電話番号及び参加者氏名（2 名まで）を記載し、学務課施設係宛に FAX（FAX 番号 03-5803-1367）で申し込むとともに、担当者へ電話（Tel 03-5803-1296）まで連絡すること。

10 申込手続き等

(1) 第一次審査

ア 提出書類の配布

① 配布期間

平成 27 年 7 月 1 日（水）から平成 27 年 7 月 13 日（月）まで

② 配布方法

窓口配布又は文京区ホームページからダウンロードすること。

イ プロポーザル及び参加申込書に関する質問の受付

① 受付方法：電子メールでのみ受け付ける。

件名は「プロポーザル質問（文京区立誠之小学校設計）」とすること。

質問は、別紙「質問票様式」に日本語で記述し、質問内容を簡潔にまとめた上、会社名、部署、氏名、電話、FAX 番号、及びメールアドレスを明記し、メールに添付すること。

学務課メールアドレス：b701000@city.bunkyo.lg.jp

② 受付期間

平成 27 年 7 月 14 日（火）午前 9 時から平成 27 年 7 月 21 日（火）正午まで

③ 質問の回答

平成 27 年 7 月 27 日（月）までにすべての応募者にメールにて回答する。

ウ 参加申込書類の提出

① 提出場所

文京区教育委員会教育推進部学務課施設係

〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号 文京シビックセンター20 階

電話 03（5803）1296

② 提出期間

平成 27 年 7 月 28 日（火）から 7 月 30 日（木）まで

③ 受付時間

午前 9 時から午後 3 時まで

④ 提出方法

事前に電話予約の上、上記提出場所に持参すること。

なお、参加申込書類の提出時に、あて先を記入し、切手 80 円分を貼付した結果通知用封筒を併せて提出すること。

(2) 第二次審査及び価格評価（第一次審査で選定された参加者のみ）

ア 技術提案書及び価格提案書に関する質問の受付

① 受付方法

電子メールでのみ受け付ける。

件名は「プロポーザル質問（文京区立誠之小学校設計）」とすること。

質問は別紙「質問票様式」に日本語で記述し、質問内容を簡潔にまとめた上、会社名、部署、氏名、電話、FAX 番号、及びメールアドレスを明記し、メールに添付すること。

学務課メールアドレス：b701000@city.bunkyo.lg.jp

② 受付期間

平成 27 年 8 月 24 日（月）午前 9 時から平成 27 年 8 月 28 日（金）正午まで

③ 質問の回答

平成 27 年 9 月 4 日（金）までにすべての応募者にメールにて回答する。

イ 技術提案書及び価格提案書の提出

① 提出場所

文京区教育委員会教育推進部学務課施設係

〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号 文京シビックセンター20 階

電話 03（5803）1296

② 提出期間

平成 27 年 9 月 11 日（金）・平成 27 年 9 月 14 日（月）

③ 受付時間

④ 午前 9 時から午後 3 時まで

⑤ 提出方法

事前に電話予約の上、上記提出場所に持参すること。

なお、参加申込書類の提出時に、あて先を記入し、切手 80 円分を貼付した結果通知用封筒を併せて提出すること。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、平成 27 年 10 月中旬に、技術提案書及び価格提案書の提出者に書面により通知する。

1 1 選定方法及び結果通知

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、二段階審査方式で実施する。プロポーザルの審査項目は次に掲げるものとし、文京区立誠之小学校改築基本及び実施設計委託業者選定委員会設置要綱に規定する選定委員会が審査し、選定する。

(1) 第一次審査

「参加申込書」及び「様式 1～5」（以下「参加申込書類」という。）による。

事業者から提出された参加申込書類に基づき審査を行い、第二次審査対象者を選定する。

ア 設計事務所の人員体制（様式 1）

- ・技術者数、有資格者数等から判断される組織力
- イ 設計事務所の実績（様式２）
 - ・学校施設の設計業務実績
 - ・過去の学校施設に関する受賞実績
- ウ 設計担当チームの能力（様式３）
 - ・業務の経験及び担当した業務の実績
- エ 過去の代表的作品（様式４）
- オ 設計姿勢表明（様式５）

(2) 第一次審査の審査結果の通知

第一次審査の審査結果は、平成 27 年 8 月中旬に、参加申込書を提出した者全員に書面により通知する。

(3) 第二次審査及び価格評価

第一次審査で選定した事業者に対して、「技術提案書」、ヒアリング及び「価格提案書」により、契約交渉順位第一位の委託候補者及び契約交渉第二位の委託候補者を選定する。

ア 新たに技術提案書の提出を求め、提案内容に関する審査及びヒアリングを実施する。

イ 本件業務の委託料について価格提案を求め、予定価格との差を評価する。提案価格が予定価格を超える場合は失格とする。

(4) 委託候補者の選定

第一次審査、第二次審査及び価格評価の総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第一位の委託候補者とし、次に高い事業者を契約交渉順位第二位の委託候補者とする。契約交渉順位第一位の委託候補者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第二位の委託候補者を契約交渉順位第一位の委託候補者に繰り上げる。

1 2 参加申込書及び技術提案書の作成様式

参加申込書及び技術提案書については、別添「参加申込書類作成要領」及び「技術提案書作成要領」に基づき作成すること。

1 3 「技術提案書」の内容

次のテーマについて提案すること

「文京区立誠之小学校の施設像について」

提案に当たっては、「文京区立誠之小学校改築整備方針」の内容を踏まえたものとする。

1 4 ヒアリングの実施

第一次審査では、ヒアリングは実施しない。

第二次審査のヒアリングは、提案者による技術提案書の説明と併せて実施する。ヒアリングの日時、場所、留意事項等は、第一次審査の選定後、該当者に別途通知する。

15 無効失格

- (1) 参加申込書類、技術提案書及び価格提案書が次に該当する場合には、無効とする。この場合において当該無効な参加申込書、技術提案書又は価格提案書を提出した事業者については、その時点で失格とする。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの
- キ 審査結果に影響を与える工作その他不正な行為が行われたもの
- ク 価格提案書に予定価格を超える金額が記載されたもの

- (2) 受注資格の喪失

本件業務を受注した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）と資本、人事面等において関連があると認められる製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

16 その他

- (1) 提出に伴う費用

参加申込書又は技術提案書の作成に伴う費用のすべては、参加する事業者の負担とする。

- (2) 受託した場合における基本設計・実施設計書の作成方法

基本設計・実施設計書は、文京区施設管理部施設管理課で定める「基本設計・実施設計委託仕様書」に基づき作成すること。

- (3) 業務委託契約

区は、本プロポーザルにおける最優秀の者との間で、契約締結交渉を行う。

契約にあたっては、契約交渉順位第一位の委託候補者と提案内容に基づき、仕様内容を協議の上、決定する。

なお、契約交渉順位第一位の委託候補者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第二位の委託候補者を第一位に繰り上げ、協議する。

- (4) 提出期限後における参加申込書、技術提案書及び価格提案書の差し替え又は再提出は認めない。

また、参加申込書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病気休職、死亡、退職等きわめて特別な場合を除き、変更することができない。

- (5) 提出された書類は、選定作業に必要な範囲で、複製を作成することがある。

- (6) 提出された参加申込書、技術提案書及び価格提案書は、返却しない。なお、提出された参加申込書及び技術提案書等は、当プロポーザルの選定作業以外には使用しない。

- (7) 技術提案書は、委託候補者選定のために使用するものであり、提案内容をそのまま採用するものではない。

- (8) 応募事業者名については、事業予定者に限らず情報公開の対象となる。また、提案書類等は情報公開の対象となるが、応募者の正当な利益が害される恐れがあると区が認めた情報（事業ノウハウ、人事等内部管理に係る情報等）については、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）第7条第3号により非公開とする。
- (9) 技術提案書の作成のために区が貸与した資料は、区の許可なく公表し、又は使用することはできない。
- (10) メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負わない。

17 担当部署

文京区教育委員会教育推進部学務課施設係 木村・山崎・須田

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター20階南側

電話：03（5803）1296

FAX：03（5803）1367

メールアドレス：b701000@city.bunkyo.lg.jp